

# 全 員 協 議 会

日 時 令和2年2月19日（水）  
午前9時15分  
場 所 議場

## 付議事項

- 1 議運決定事項について
- 2 その他

## 第 1 2、1 3 回議運決定事項

令和 2 年 2 月 1 3 日 (木)

令和 2 年 2 月 1 9 日 (水)

### 1 令和 2 年第 1 回 (3 月) 定例会に関する事項について・・・資料 1

#### (1) 会期案について

2 月 1 9 日 (水) から 3 月 2 5 日 (水) までの 3 6 日間

#### (2) 「議案第 4 3 号公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款の変更について」の審査について

「当該議案については、令和元年度分の議案とすべきところ、令和 2 年度分の議案としていたため訂正させていただき、令和元年度分の議案として審査をお願いしたい」との執行部からの申入れがあり、議案表紙の訂正は、議場において差替え配布となることとあわせて了承した。

#### (2) 所管事務調査報告について

産業建設常任委員会からの所管事務調査報告を、定例会初日の 2 月 1 9 日に行う。

#### (3) 宇部・山陽小野田消防組合議会の報告について

申し合わせ事項 4 4 により、宇部・山陽小野田消防組合議会の報告を、定例会初日の 2 月 1 9 日に行う。

#### (4) 人事案件について

申し合わせ事項 6 2 により、委員会付託を省略し、本会議初日に上程し、即決する。

#### (5) 代表質問について・・・資料 2

#### (6) 議事日程案について・・・資料 3

#### (7) 山陽小野田市議会委員会条例の一部改正について・・・資料 4

申し合わせ事項 2 7 により、2 月 1 9 日の全協にて了解を求めて、3 月 2 5 日の本会議に全議員一致の議案として提出し、委員会付託を省略し、即決する。

#### (8) 陳情・要望書の取扱いについて

調査委員会を、以下のように決定した。

- ・ 建設産業に働きやすい環境づくりを求める要請書 (産業建設)
- ・ 住宅リフォーム助成制度の継続を求める要請書 (産業建設)
- ・ 杉本保喜議員の政治倫理規定違反事件に関わる陳情書 (議会運営)

2 地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項について引き続き、協議していくこととした。

3 その他

(1) 全員協議会の開催日

・ 2月19日（水） 午前9時15分 議運決定事項の報告

(2) 議会運営委員会の開催日

・ 2月20日（木） 午後1時 代表質問及び一般質問の通告者の確認

## 令和 2 年第 1 回（3 月）定例会議案名

## 1 市長提出議案（50 件）

令和元年度関係（18 件）

## ○民生福祉常任委員会所管（4 件）

- (1) 議案第 3 号 令和元年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算  
（第 3 回）について（国保）
- (2) 議案第 4 号 令和元年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第 4  
回）について（高齢）
- (3) 議案第 5 号 令和元年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第 3 回）について（国保）
- (4) 議案第 7 号 令和元年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第 2 回）  
について（病院）

## ○産業建設常任委員会所管（5 件）

- (1) 議案第 2 号 令和元年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第  
2 回）について（都市）
- (2) 議案第 6 号 令和元年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正  
予算（第 5 回）について（公営）
- (3) 議案第 8 号 令和元年度山陽小野田市水道事業会計補正予算（第 1 回）  
について（水道）
- (4) 議案第 9 号 令和元年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算（第  
1 回）について（水道）
- (5) 議案第 10 号 令和元年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第 3  
回）について（下水）

## ○一般会計予算決算常任委員会所管（2 件）

- (1) 承認第 1 号 令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 6 回）に関  
する専決処分について（財政）
- (2) 議案第 1 号 令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 7 回）につ  
いて（財政）

○山口東京理科大学調査特別委員会所管（1件）

- (1) 議案第43号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款の変更について (大学)

○人事案件

・同意（2件）

- (1) 同意第1号 山陽小野田市教育委員会の教育長の任命について (人事)  
(2) 同意第2号 山陽小野田市教育委員会の委員の任命について (人事)

・諮問（4件）

- (1) 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について (人事)  
(2) 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について (人事)  
(3) 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について (人事)  
(4) 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について (人事)

令和2年度関係（32件）

○総務文教常任委員会所管（8件）

- (1) 議案第22号 山陽小野田市公平委員会設置条例を廃止する条例の制定について (人事)  
(2) 議案第23号 山陽小野田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について (人事)  
(3) 議案第24号 山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について (人事)  
(4) 議案第25号 山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (消防)  
(5) 議案第39号 山陽小野田市立小・中学校条例の一部を改正する条例の制定について (教育総務)  
(6) 議案第40号 山陽小野田市立幼稚園保育料徴収条例を廃止する条例の制定について (教育総務)  
(7) 議案第41号 山陽小野田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について (社会教育)

- (8) 議案第42号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について (総務)

○民生福祉常任委員会所管 (14件)

- (1) 議案第13号 令和2年度山陽小野田市国民健康保険特別会計予算について (国保)
- (2) 議案第14号 令和2年度山陽小野田市介護保険特別会計予算について (高齢)
- (3) 議案第15号 令和2年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計予算について (国保)
- (4) 議案第18号 令和2年度山陽小野田市病院事業会計予算について (病院)
- (5) 議案第26号 山陽小野田市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について (埴生支所)
- (6) 議案第27号 山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について (高齢)
- (7) 議案第28号 山陽小野田市地域福祉基金条例を廃止する条例の制定について (高齢)
- (8) 議案第29号 山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (子育て)
- (9) 議案第30号 山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (子育て)
- (10) 議案第31号 山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (子育て)
- (11) 議案第32号 山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について (子育て)
- (12) 議案第33号 山陽小野田市児童発達支援事業所条例の一部を改正する条例の制定について (子育て)

(13) 議案第34号 山陽小野田市次世代育成支援対策推進協議会条例を廃止する条例の制定について (子育て)

(14) 議案第35号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について (国保)

○産業建設常任委員会所管 (9件)

(1) 議案第12号 令和2年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について (都市)

(2) 議案第16号 令和2年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計予算について (農林)

(3) 議案第17号 令和2年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について (公営)

(4) 議案第19号 令和2年度山陽小野田市水道事業会計予算について (水道)

(5) 議案第20号 令和2年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について (水道)

(6) 議案第21号 令和2年度山陽小野田市下水道事業会計予算について (下水)

(7) 議案第36号 山陽小野田市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について (農林)

(8) 議案第37号 山陽小野田市地方卸売市場条例の制定について (農林)

(9) 議案第38号 山陽小野田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について (都計)

○一般会計予算決算常任委員会所管 (1件)

(1) 議案第11号 令和2年度山陽小野田市一般会計予算について (財政)

## 代表質問の実施について

### 1 代表質問とは

代表質問は、会派の政策を明らかにし、その見地から執行機関の所信、見解を求めるものである。

代表質問の内容については、会派内で事前に政策論争を十分行い、その結論を発言すべきであり、これによりその会派の政策を知ることができる。発言する議員に一任する方法では個人質問と同じで、代表質問とはいえない。

代表質問をすることにより会派内の政策論議が活発になる。

代表質問は、市の基本的な事項を対象とし、詳細な事項は他の議員の一般質問や委員会での審査に任せ、また、重複しないようにする必要がある。

### 2 実施内容

#### (1) 実施時期

- \* 3月定例会のみ

#### (2) 質問内容 施政方針について

- \* 通告は「1、令和2年度施政方針について」とする。
- \* 施政方針に記載している事項と関連のないものは通告しない。

#### (3) 質問者 会派のうちから1人（現状では最高5人）

- \* 最初の一括質問のみ登壇する。
- \* 冒頭に会派名、会派所属議員、会派理念等について述べる。

#### (4) 質問時間 1人当たり60分以内（1人終了するたびに休憩を挟む）

#### (5) 質問方式 一括質問方式

#### (6) 答弁者

- \*最初に総括的な答弁を市長が行い、その後、必要に応じて詳細部分について担当参与から答弁する。

#### (7) その他

- ・ 会派を構成していても代表質問をしないこともできる。
- ・ 質問が重複しないように出来る限り調整する。
- ・ 通告書の提出は、下記のとおり実施する。

2月20日（木）	午後0時まで	代表質問通告書の提出、抽選
2月21日（金）	午後0時まで	代表質問趣旨書の提出
〃	午後1時から	質問者による調整
〃	午後2時から	聞き取り（午後5時まで）

## 令和 2 年第 1 回（3 月）定例会議事日程

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘 要
2	19	水	午前 10 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・諸般の報告（事務報告）</li> <li>・常任委員会の所管事務調査報告</li> <li>・宇部・山陽小野田消防組合議会の報告</li> <li>・同意 2 件を一括上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決</li> <li>・諮問 4 件を一括上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決</li> <li>・令和元年度関係議案 12 件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託</li> <li>・令和 2 年度施政方針及び令和 2 年度関係議案 32 件を一括上程、提案理由の説明</li> </ul>
2	20	木		休 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問通告締切（正午まで）</li> <li>・代表質問通告締切（正午まで）</li> </ul>
			午後 1 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会運営委員会</li> </ul>
2	21	金		休 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問聞取（正午まで）</li> <li>・代表質問趣旨書締切（正午まで）</li> </ul>
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表質問聞取（午後 5 時まで）</li> </ul>
2	22	土		休 会	
2	23	日		休 会	・天皇誕生日
2	24	月		休 会	・振替休日
2	25	火	午前 10 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会</li> <li>・民生福祉常任委員会</li> <li>・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会</li> </ul>
2	26	水	午前 10 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口東京理科大学調査特別委員会</li> <li>・一般会計予算決算常任委員会理科大分科会</li> </ul>

2	27	木	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業建設常任委員会</li> <li>一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会</li> </ul>
2	28	金		委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>予備日</li> </ul>
2	29	土		休 会	
3	1	日		休 会	
3	2	月	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表質問（人）</li> </ul>
3	3	火	午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般質問（人）</li> </ul>
3	4	水	午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般質問（人）</li> </ul>
3	5	木	午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般質問（人）</li> </ul>
3	6	金	午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般質問（人）</li> </ul>
3	7	土		休 会	
3	8	日		休 会	
3	9	月	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計予算決算常任委員会（現年度）</li> </ul>
3	10	火	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>付託案件（令和元年度関係）に対する委員長報告、質疑、討論及び採決</li> <li>令和2年度関係議案に対する質疑及び委員会付託</li> </ul>
			本会議終了後	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計予算決算常任委員会（新年度）</li> </ul>
			委員会終了後	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計予算決算常任委員会理科大分科会</li> </ul>
3	11	水	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務文教常任委員会</li> <li>一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会</li> <li>民生福祉常任委員会</li> <li>一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会</li> </ul>

3	12	木	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務文教常任委員会</li> <li>・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会</li> <li>・産業建設常任委員会</li> <li>・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会</li> </ul>
3	13	金	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生福祉常任委員会</li> <li>・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会</li> <li>・産業建設常任委員会</li> <li>・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会</li> </ul>
3	14	土		休 会	
3	15	日		休 会	
3	16	月		委員会	・予備日
3	17	火		委員会	・予備日
3	18	水		休 会	
3	19	木	午後1時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会
3	20	金		休 会	・春分の日
3	21	土		休 会	
3	22	日		休 会	
3	23	月		休 会	・議事整理日
3	24	火		休 会	・議事整理日
3	25	水	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決</li> <li>・閉会中の調査事項について</li> </ul>

## 議員提出議案第 1 号

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 日提出

提出者	山陽小野田市議会議員	矢 田 松 夫
賛成者	山陽小野田市議会議員	笹 木 慶 之
	〃	山陽小野田市議会議員 長谷川 知 司
	〃	山陽小野田市議会議員 伊 場 勇
	〃	山陽小野田市議会議員 奥 良 秀
	〃	山陽小野田市議会議員 河 野 朋 子
	〃	山陽小野田市議会議員 高 松 秀 樹

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例  
山陽小野田市議会委員会条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 2 0 9 号）の  
一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中 「企画部の所管に属する事項」 を「企画部の  
地域振興部の所管に属する事項」

所管に属する事項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の山陽小野田市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による総務文教常任委員会又は民生福祉常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、それぞれ、この条例による改正後の山陽小野田市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による総務文教常任委員会又は民生福祉常任

委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による総務文教常任委員会又は民生福祉常任委員会の委員の残任期間とする。

- 3 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定による総務文教常任委員会又は民生福祉常任委員会において継続審査中の事件については、改正後の条例の規定による総務文教常任委員会又は民生福祉常任委員会に付議されたものとみなす。

山陽小野田市議会委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 8人</p> <p>総務部の所管に属する事項</p> <p><u>企画部の所管に属する事項</u></p> <p>監理室の所管に属する事項</p> <p>大学推進室の所管に属する事項</p> <p>教育委員会の所管に属する事項</p> <p>他の委員会に属せざる事項</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 8人</p> <p>総務部の所管に属する事項</p> <p><u>企画部の所管に属する事項</u></p> <p><u>地域振興部の所管に属する事項</u></p> <p>監理室の所管に属する事項</p> <p>大学推進室の所管に属する事項</p> <p>教育委員会の所管に属する事項</p> <p>他の委員会に属せざる事項</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

(提案理由)

議員提出議案第1号は、山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の内容は、山陽小野田市組織条例が改正されたことに伴い、常任委員会の所管に属する事項を改めるものであります。

よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。